

更新手続のご案内

更新時期を迎える指定給水装置工事事業者の皆様へ

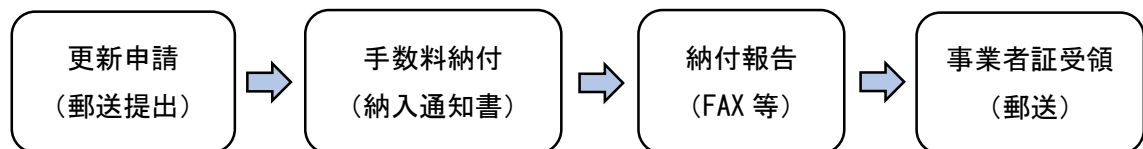
令和元年10月1日に施行された水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入され、指定の有効期限が無期限から5年間となりました（水道法第25条の3の2）。

このたび、更新対象（指定有効期限：令和8年9月29日～10月3日）となる貴事業者におかれましては、広島県水道広域連合企業団ホームページの「指定給水装置工事事業者の申請手続」を参照し、必要書類をご準備のうえ、郵送でご提出ください。

なお、更新手続書類には、納入通知書送付用（定型長型3号【25g以内】）と指定給水装置工事事業者証（以下「事業者証」という。）送付用（定形外角型2号【100g以内】）の封筒に送付先を記載して、必要な金額の切手を貼り付けて同封してください。

また、次回（5年後）からの更新につきましては、事前の通知は行いませんので、指定有効期限1か月前までには、更新手続をお願いします。

1 更新手続の流れ



2 更新手続期限

令和8年8月31日（月）【期限厳守】

更新申請受付から事業者証の交付までに概ね1か月程度必要となりますので、期限内の提出をお願いいたします。

3 更新手数料

10,000円（事業者証の交付を含む）

更新手続書類の確認後に、納入通知書を送付いたしますので、指定金融機関（広島銀行）にてお支払いください。

4 事業者証について

更新手数料の納付確認後に事業者証を郵送で送付いたします。

5 注意事項

更新手続書類に不備がある場合は、更新できない場合があります。

6 更新手続に必要な書類

No.	申請手続に必要な書類	様式名	個人	法人
1	申請書類チェックリスト（新規・更新）【申請書類と併せて提出】	—	○	○
2	指定給水装置工事事業者指定申請書	【第一】	○	○
3	機械器具調書（※1）	【別表】	○	○
4	欠格事項に該当しないことの誓約書	【第二】	○	○
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	【第三】	○	○
6	選任される「給水装置工事主任技術者免状」の写し	—	○	○
7	「住民票」の写し（発行日から3か月以内のもの） ※コピー不可【個人番号不要】	—	○	—
8	「定款」の写し（ <u>原本証明</u> をした直近のもの） ※原本証明：写しが原本と相違ない旨を記載し、法人印の押印	—	—	○
9	「登記事項証明書」（発行日から3か月以内のもの） ※コピー不可	—	—	○
10	指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績の確認	【指定更新時 確認事項】	○	○
11	指定給水装置工事事業者の業務内容の確認		○	○
12	給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況の確認		○	○
13	適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況の確認		○	○
14	（旧）「指定給水装置工事事業者証」（原本） ⇒新しい事業者証の交付に併せ、古い指定証は回収いたします。	—	○	○
15	返信用封筒【納入通知書送付用】：封筒（定型封筒長型3号）に 送付先を記載して必要な金額の切手を貼付したもの ※定形郵便物25g 以内の料金	—	○	○
16	返信用封筒【事業者証送付用】：封筒（定型外封筒角型2号）に 送付先を記載して必要な金額の切手を貼付したもの ※定形外郵便物100g 以内の料金（180円）	—	○	○
(17)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（※2）	【第十】	○	○

（※1）金切りのこ、やすり、パイプねじ切り器、トーチランプ、パイプレンチ、水圧テストポンプを有すること。

（※2）更新時に、事業所の所在地、代表者や役員の氏名等の指定事項に変更がある場合は、提出が必要。

7 更新手続書類の提出（郵送）場所

〒730-0011

広島県広島市中区基町10番52号

広島県水道広域連合企業団 事務局本部業務課（更新手続担当）宛

（問い合わせ）営業グループ 瀧本

TEL：050 - 3785 - 2850 FAX：082 - 227 - 5317

Email:gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp

